

奈良・サマルカンド姉妹都市提携 5 周年記念
奈良市認定お土産に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、奈良・サマルカンド姉妹都市提携 5 周年を記念し、市内で販売される土産品で、本市の認知度やイメージを高めるものを奈良市認定お土産として認定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第 2 条 奈良市認定お土産の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 9 年 9 月 30 日までに奈良市認定お土産認定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 商品企画書
- (2) 申請者の概要資料
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(認定対象商品)

第 3 条 奈良市認定お土産認定を受けようとする商品（以下「商品」という。）は、次に掲げる区分ごとに定める要件を満たすものとする。

- (1) 新たに販売する土産品
 - (ア) 奈良市認定お土産の認定を受けた日から令和 9 年 9 月 30 日までに販売開始予定のもの
 - (イ) 商品にウズベキスタン国旗の青色又は緑色を用いること。
- (2) 既存の土産品
 - (ア) 既に販売している土産品のパッケージを変更するもの
 - (イ) 商品にウズベキスタン国旗の青色又は緑色を用いること。

2 前項第 1 号イ及び第 2 号イの色の基準は、別に定めるところによる。この場合において、必要に応じて CMYK 値を定めるものとする。

(認定対象者)

第 4 条 奈良市認定お土産の認定を受けることができる者は、市内外で土産品の開発又は販売を行う法人、団体及び個人とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制の下にあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館業を除く。）又は第 5 項に規定する営業を営むもの

(認定基準)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認定の可否を決定し、認定することを決定したときは、奈良市認定お土産認定書（様式第2号）を交付するものとする。認定しないことを決定したときは、奈良市認定お土産不認定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定する場合において、条件を付することができる。

3 前条の規定による申請に係る商品又は申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを認定しないこととし、奈良市認定お土産不認定決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 市の信用や品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 第三者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合（後援名義の使用について別途承認を得ている場合を除く。）
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反するもの又は反するおそれがある場合
- (7) 申請者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団である者
 - イ 暴力団員である者
 - ウ 暴力団又は暴力団員を利用し、又はこれらに対して資金、便宜その他の利益供与を行う者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (9) この要領の規定に従わないおそれがある場合
- (10) その他認定することが不適当と認められる場合

(使用上の遵守事項)

第6条 第5条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条の規定により付された条件に従うこと。
- (2) 認定商品の完成後、当該商品の完成品の写真を添えて、奈良市認定お土産完成報告書（様式第7号）を市長に提出すること。
- (3) 関係法令を遵守し、必要な許可、届出、表示及び権利処理を、自らの責任において行うこと。
- (4) 認定商品の品質管理に十分留意し、消費者の安全確保及び表示の適正化に努めること。
- (5) 認定商品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決に当たること。
- (6) 認定商品の製造及び販売を通じて積極的に奈良市のイメージ向上に努めること。

（権利譲渡の禁止）

第7条 認定者は、認定に基づく地位又は認定の使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- （1）申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- （2）認定者が第5条第3項の規定による条件又は第6条に掲げる事項を遵守しない場合
- （3）前各号に掲げるもののほか、認定を継続することが適当でないと市長が認めた場合

2 前項の規定により認定者に生じた損害について、奈良市は一切の責任を負わないものとする。

（認定事項の変更）

第9条 認定者が変更後の内容を使用しようとするときは、あらかじめ奈良市認定お土産変更認定申請書（様式第4号）を市長に提出し、変更の認定を受けなければならない。

2 市長は前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を認定するときは奈良市認定お土産変更認定決定書（様式第5号）を、認定しないときは奈良市認定お土産変更不認定決定通知書（様式第6号）をそれぞれ交付するものとする。

3 市長は前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（損失補償等の責任）

第10条 市は、奈良市認定お土産の認定、不認定又は取消しに起因して生じた損失について、一切の責任を負わない。

2 認定者は、認定商品に起因して第三者に損害を与えた場合は、自らの責任においてこれを処理し、市は一切の責任を負わないものとする。

3 申請者又は認定者は、故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、奈良市認定お土産の取扱いに係る必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携 5 周年記念 奈良市認定お土産認定申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名

次のとおり奈良・サマルカンド姉妹都市提携 5 周年記念 奈良市認定お土産の認定を受けたいので、申請します。

商 品 名				
連 絡 先	所属		担当者名	
	TEL			
	E-mail			
添 付 書 類	1 商品企画書（別紙 2） 2 申請者の概要（様式自由）			
備 考				

第2号様式（第5条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産認定書

年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました奈良市認定お土産については、下記のとおり認定します。

記

認 定 番 号	
商 品 名	
条 件	1. 本認定は本商品に限り、他の商品には適用しないこと。 2. 商品の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更認定申請書を提出し、変更の認定を受けること。 3. 認定商品に起因するトラブルについて、市は一切の責任を負わないこと。 4. 認定商品の製造及び販売に要する費用は、申請者の負担とすること。 5. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする商品として利用しないこと。 6. 完成後は、完成品の写真を添えて奈良市認定お土産完成報告書を提出すること。 7. 認定商品の色彩については、別紙1「奈良市認定お土産 色彩使用基準」を遵守すること。 8. 認定ロゴマークを使用する場合は、別に定める「奈良市認定ロゴマーク ガイドライン」を確認すること。
備 考	

第3号様式（第5条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産不認定決定通知書

年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました奈良市認定お土産については、下記のとおり認定しません。

記

商 品 名	
認定しない理由	
備 考	

第4号様式（第9条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産変更認定申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者 住 所
代表者名
電話番号

次のとおり奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産の変更認定を受けたいので、申請します。

認定番号				
商 品 名				
変 更 内 容				
変 更 理 由				
連 絡 先	所属		担当者名	
	TEL			
	E-mail			
備 考				

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

第5号様式（第9条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産変更認定決定書

年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました奈良市認定お土産の変更については、下記のとおり認定します。

記

認 定 番 号	
商 品 名	
変 更 内 容	
条 件	1. 本認定は本商品に限り、他の商品には適用しないこと。 2. 商品の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更認定申請書を提出し、変更の認定を受けること。 3. 認定商品に起因するトラブルについて、市は一切の責任を負わないこと。 4. 認定商品の製造及び販売に要する費用は、申請者の負担とすること。 5. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする商品として利用しないこと。 6. 完成後は、完成品の写真を添えて奈良市認定お土産完成報告書を提出すること。 7. 認定商品の色彩については、別紙1「奈良市認定お土産 色彩使用基準」を遵守すること。 8. 認定ロゴマークを使用する場合は、別に定める「奈良市認定ロゴマーク ガイドライン」を確認すること。
備 考	

第6号様式（第9条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産変更不認定決定通知書

年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました奈良市認定お土産の変更については、下記のとおり認定しません。

記

認 定 番 号	
商 品 名	
変 更 内 容	
認定しない理由	
備 考	

第7号様式（第6条関係）

奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産完成報告書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名

次のとおり奈良・サマルカンド姉妹都市提携5周年記念 奈良市認定お土産が完成したので、報告します。

認 定 番 号	
商 品 名	
完 成 日	
完 成 品 の 写 真	
備 考	

別紙 1

奈良市認定お土産 色彩使用基準

「奈良・サマルカンド姉妹都市提携 5 周年記念 奈良市認定お土産に関する要領」第 3 条第 2 項に規定する色の基準は、次のとおりとする。

1. 指定色の定義

ウズベキスタン共和国の国旗に使用されている「青色」又は「緑色」を基本とし、以下の数値を標準とする。

色名	CMYK 値	RGB 値
青色	C : 100 M : 15 Y : 0 K : 29	R : 0 G : 153 B : 181
緑色	C : 83 M : 0 Y : 68 K : 29	R : 30 G : 181 B : 58

※印刷手法や素材（布、木製品、金属等）の特性により上記数値による再現が困難な場合は、視覚的に同等と認められる近似色の使用を認める。

2. デザイン上の配慮事項

（1）基本構成

商品の本体、パッケージ、又は包装紙等の目立つ箇所に、上記 2 色を効果的に用いること。必ずしも面積を等分にする必要はないが、一見してウズベキスタンとの親交を感じさせるデザインであること。

（2）視認性の確保

背景色との組み合わせにより、指定色のイメージが著しく損なわれることのないよう配慮すること。

3. 適用除外

次に掲げる場合は、指定色の厳密な再現を求めない。

（1）素材自体の色を活かした製品（素焼き、木工品、金属加工品、及び食品自体の焼き色や素材色等）で、刻印、焼印、又はラベル等により認定の趣旨を補完している場合。

（2）特殊な加工（金銀箔押し、エンボス加工、及び食品への可食プリント・焼印等）を施す場合。

（3）原材料の性質上、指定色の再現が困難な食品（自然由来の色素を使用する場合等）において、包装等により本要領の趣旨が十分に表現されている場合。